

平成29年度 安全衛生教育促進運動のご案内

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会

作業者が安心・安全に作業を行うためには、何より、正しい知識や重要な情報を与えることが必要不可欠です。

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、特に法定事項の実施を促進するため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、実施している運動です。

当連合会では本趣旨に基づき本運動を展開することとしており、皆様の事業場でも、本運動に積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

期間：平成29年12月1日～平成30年4月30日

スローガン：「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

事業場の実施事項

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育
 - キ 危険有害業務従事者への教育、安全衛生業務従事者への能力向上教育
 - ク 健康の保持増進を図るための健康教育
 - ケ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム担当者への教育
 - イ 化学物質管理者教育

ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・
研修

オ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー

カ 管理職に対する安全衛生教育

- (6) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施
- (7) 資格又は特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格又は特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- (8) 危険体感教育や、日々の危険感受性を向上させる教育等の活用